

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和4年(2022年)2月8日

- 1 計画等の案の名称
函館圏の都市交通マスタープラン(素案)
- 2 参考資料の名称
 - (1) 函館圏の都市交通マスタープラン(素案)(マスタープランの趣旨、目的、背景など)
 - (2) 函館圏の都市交通マスタープラン(素案)の概要
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ(建設部まちづくり局都市計画課ホームページ)への掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/a0002/b0002>)
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道建設部まちづくり局都市計画課(道庁10F)
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F)
 - ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
 - エ 函館市都市建設部都市計画課
 - オ 北斗市建設部都市住宅課
 - カ 七飯町経済部都市住宅課
- 4 意見等の募集期間
令和4年(2022年)2月8日(火)～令和4年(2022年)3月9日(水)
※郵送の場合は必着とします。
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部まちづくり局都市計画課施設計画係
 - (2) ファクシミリ 011-232-1147
 - (3) 電子メール kensetsu.tokeil@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和4年(2022年)3月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先
建設部まちづくり局都市計画課(施設計画係)
電話 011-231-4111(内29-819)